㈡　金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合等における適用について、所要の措置を講ずる。

4　法人課税信託の固有事業者の基準期間における課税売上高等の特例及び法人課税信託の受託者に関する特例について、所要の措置を講ずることとした。（消費税法施行令第二七条及び第二八条関係）

5　特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等について、次のとおり定めることとした。（消費税法施行令第二九条関係）

㈠　特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。以下「合併法人等」という。）は、その合併若しくは分割又は譲受けがあった日に特定プラットフォーム事業者としての指定を受けたものとみなす。

㈡　合併法人等は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

㈢　特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等の公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

6　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（消費税法施行令第六七条の二関係）

7　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、所要の措置を講ずることとした。（消費税法施行令第七一条の二関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第二二条及び第二三条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第四一条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第一四条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇揮発油税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇石油石炭税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第一七条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇国税徴収法施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（財務省）

1　偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務について、その限度額から除外される株式会社等の移転がされた財産の価額のその移転に係る株式会社等の取引の範囲を定めることとした。（第一四条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（財務省）

1　個人所得課税

㈠　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、適用対象となる特定管理方法による保管の委託がされた一定の社債等に係る特定管理方法の要件を定めるとともに、適用対象から除かれる当該保管の委託がされた社債の利子の細目を定めることとした。（第三条の三関係）

㈡　所得税額から控除される特別控除額の特例について、継続雇用者給与等支給額に係る要件における前年分の事業所得の金額が零を超える一定の場合について定めることとした。（第五条の七関係）

㈢　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、適用対象となる新株予約権の行使に係る株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決めの要件を定めるとともに、当該新株予約権の行使に係る株式会社等は、特定株式等の異動状況に関する調書を、毎年一月三一日までに、当該株式会社等の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととした。（第一九条の三関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象となる国等が一定の法令の規定に基づき行う処分に伴う資産の買取り等により補償金等を取得する場合について、その一定の法令の規定の範囲に漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定を加えることとした。（第二二条及び第三九条関係）

㈤　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（第二二条の七及び第三九条の四関係）

(1)　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合について、本特例の適用対象となる要件の細目を定める。

(2)　都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合について、本特例の適用対象となる要件の細目を定める。

㈥　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使等により上場株式等を取得した場合（当該上場株式等の取得について、金銭の払込みを要する場合に限る。）に、その行使等により取得する上場株式等の全てをその行使等の時に当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座に受け入れるもの等を加えることとした。（第二五条の一〇の二関係）

㈦　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二五条の一二関係）

(1)　適用対象となる控除対象特定株式の取得に要した金額に、特定中小会社に対する払込みにより取得をした一定の新株予約権の行使により、当該特定中小会社により発行される特定株式の取得をした場合における当該新株予約権の取得に要した金額を含める。

(2)　特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

㈧　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第二五条の一三関係）

(1)　非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税口座内上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使等により取得する上場株式等でその取得に金銭の払込みを要するものを除外する。